令和5年(た)第1号

意 見 書及び金沢弁護士会に会長声明のネット公開 を 求 め る 求 意 見

令和6年2月16日

〒920-0937 金沢市丸の内 7-2 金沢地方裁判所刑事部御中 〒920-0937 石川県金沢市丸の内 7番 36号 金沢弁護士会御中

請求人

〒927-0431 石川県鳳珠郡能登町宇出津山分 10-3 廣野秀樹

請求人に係る頭書再審請求事件について、令和6年1月17日付金沢地方検察庁検察官検事脇坂涼平による意見書があったので、請求人廣野秀樹は下記のとおり意見を述べます。

記

第1.結論

唐突に成された令和6年1月17日付金沢地方検察庁検察官検事脇坂涼平による意見書の内容は、刑事告発手続の経過の事実にそぐわない点があり、真意を疑う別の狙いがうかがわれるものですが、指摘された事実や理由を前提に意見を述べ、「本請求は、速やかに棄却されるべきである。」という結論部分に対して、その不当性と与える結果の重大性について言及します。なお、すでに回復しがたい権利侵害が発生している問題であり、その点を含め本日2024年2月14日、金沢弁護士会に電話をして事実関係を確認の上、午後1時には金沢地方法務局小松支局に出向き、2時間ほどこ

れまでの金沢弁護士会との電話連絡の経過を中心にご説明をして、沢山のメモをとってもらいながら懇切丁寧な対応をしてもらいました。これが本来、金沢弁護士会にしてもらいたかった対応でもありましたが、初めて掛けた金沢地方法務局輪島支部の電話では、矢継ぎ早の具体的事実関係の質問が繰り返され、1日目だけで通話時間は3時間46分に及んでいました。

******* 2024/02/14 21:22:58 *******

第2. 理由

- 1. 2024年2月9日、金沢地方裁判所刑事部において同年1月17日付金 沢地方検察庁検察官検事脇坂涼平による意見書を受け取るまでの経緯
- 2. **2024** 年 **2** 月 **15** 日の朝、金沢弁護士会への電話連絡(ホームページ の会長声明)
- (1). 2月15日の朝、電話連絡の記録

>>> Macbook-Air Word 2024/02/15 12:51:25 >>>>

2024年2月15日の朝、金沢地方検察庁、金沢弁護士会、金沢弁護士会への電話連絡 | 再審請求と刑事告発の証拠方法公開サイト、金沢地方検察庁御中 https://note.com/hi-rono2020kk/n/na455979bbc02

8時30分に金沢地方検察庁に電話をして、9時00分に金沢弁護士会に電話をしましたが、どちらも通話時間は同じ6分間となっていました。

««« Macbook-Air Word 2024/02/15 12:58:44 «««

(2). 2月14日の電話連絡の記録

>>> Macbook-Air Word 2024/02/15 13:00:17 >>>>

2024年2月14日、金沢弁護士会、金沢地方検察庁、金沢法務局小松支局への電話連絡と法務局での面談の記録 | 再審請求と刑事告発の証拠方法公開サイト、金沢地方検察 庁御中 @s_hirono #note https://note.com/hirono2020kk/n/n0f6d171e2bfc?sub_rt=share_pb

««« Macbook-Air Word 2024/02/15 13:30:02 «««

(3). 金沢弁護士会のホームページで会長声明を確認

>>> Macbook-Air Word 2024/02/15 13:33:04 >>>>

令和6年能登半島地震に当たっての会長談話(PDF書類) 令和6年能登半島地震に当たっての会長談話

石川県では、2024年(令和6年)1月1日に最大震度7を観測する地震が発生し、今もなお余震が相次いでいます。

犠牲者は1月4日現在77人にのぼり、避難者は3万4千人を超え、被害状況の全容は把握できない状況です。安否不明者の捜索も続いています。被災された方々の心身の疲労は限界に達し、苦しみや不安は深刻さを強めています。

この度の地震で亡くなられた方々に謹んで哀悼の意を表するとともに、被災された 皆様に、心からお悔やみとお見舞いを申し上げます。

当会は、1月2日に災害対策本部を設置し、被災者の方々の支援のために活動を開始いたしました。引き続く地震等への対策のみならず、被災された方々の苦しみや不安を少しでも和らげ、震災関連死など二次的被害の発生を可能な限り食い止めたいと考えています。そして、一人ひとりの生活再建の一助となるよう、法律専門家として、役に立つ情報(被災者生活再建支援制度等)の発信や、無料法律相談等を実施していきます。

当会は、今後、県内の地方自治体をはじめ様々な支援団体と連携するほか、全国の単位弁護士会、中部弁護士会連合会、日本弁護士連合会、日本司法支援センター(法テラス)などの協力を得て、被災された方々が一日でも早く安心を取り戻し、被災地の復旧・復興に寄与すべく、会員が一丸となって被災者の皆様の法的支援に全力を尽くす決意です。

また、今回の地震は、特定非常災害特別措置法における「著しく異常かつ激甚な非常災害」に該当します。被災者の権利利益を保全するための種々の特例措置が運用されるべく、政府には、特定非常災害指定を速やかに行うよう強く要請いたします。

2024(令和 6)年1月4日 金沢弁護士会 会長 織 田 明 彦

https://kanazawa-bengo.com/info/2024/01/content-3.html

再審法の改正を求める決議(PDF 書類).pdf 再審法の改正を求める決議

第1 趣旨

当会は、国に対し、刑事訴訟法その他の関連法令につき、以下の内容を骨子とする法改正を早急に行うことを求める。

- 1 証拠開示制度の創設
- (1) 再審の請求をしようとする者又は弁護人が、検察官に対して、再審請求の意向を示したときには、検察官は、以後、通常審において提出された証拠のみならず、公判未提出証拠についても保管する義務を負うこと
- (2) 前項の意向が示されたときには、検察官は、国が保管する証拠(公判未提出証拠も含む。以下同じ)の全てを記載した証拠目録を直ちに作成し、その証拠目録を、 再審の請求をしようとする者又は弁護人に開示する義務を負うこと

- (3) 再審の請求をしようとする者、請求人又は弁護人が、検察官に対して、国が保管する証拠の開示を請求したときには、検察官は、直ちにこれを開示する義務を負うこと
- (4) 前項の請求を受けた検察官が、請求にかかる証拠の全部又は一部の開示をしないときには、裁判所は、請求人又は弁護人の請求により、検察官に対して、未開示証拠の全てを直ちに開示するように命令する義務を負うこと
- 2 再審開始決定に対する検察官の不服申立ての禁止
- 3 再審無罪となった事件について、通常審において有罪となった原因を独立して検 証するための第三者委員会の設置

第2 理由

現在の刑事訴訟法には再審手続に関する規定が僅か19か条しかなく(435条ないし453条)、とりわけ審理の在り方については、445条が「必要があるときは」「事実の取調」をさせることができる旨を定めるのみである。そのため、再審請求事件における審理の進め方は、裁判所によって様々である。能動的かつ積極的に活動する裁判所がある一方で、事実の取調をするどころか、進行協議期日を設けることさえせず、突然、再審請求棄却決定を請求人や弁護人に送達する裁判所もある。これが「再審格差」と呼ばれる問題である。

特に、証拠開示における再審格差は深刻である。再審請求事件においても証拠開示は極めて重要であるところ、裁判所の積極的な訴訟指揮によって大量の証拠開示が実現した事件がある一方で、訴訟指揮に極めて消極的な態度を取る裁判所もある。こうした実情を受けて、刑事訴訟法等の一部を改正する法律(平成28年法律第54号)附則9条3項は、「政府は、この法律の公布後、必要に応じ、速やかに、再審請求審における証拠の開示……について検討を行うものとする」と規定したが、今なお、再審請求事件における証拠開示については法制化のめどが全く立っていない。

また、再審開始決定に対する検察官の不服申立ては、幾つもの著名な冤罪事件において、無罪判決を遅らせる結果になった。しかし、再審開始決定に対する検察官の対応は、一向に改まる気配を見せない。そこで、こうした状況を抜本的に改善するため

には、再審開始決定に対する検察官の不服申立てを禁止する法改正を行うほかない。 検察官は再審公判において争えばよいのである。

さらに、通常審による誤判の原因の検証も急務である。誤判の原因を検証し、再発を防止するためには、独立した第三者委員会による検証を行うことが有効であると考えられる。通常審に直接関与した裁判官や検察官が自らの誤りを検証することは困難である。特に検察官については、のちに再審無罪判決が確定したとしても、請求人こそが真犯人であるという内心を払拭することができず、十分な自省に至ることができないというのが実態であると思われる。

よって、当会は、上記のような再審制度の問題を踏まえて、国に対して、刑事訴訟法その他の関連法令を整備し、再審に関する法改正を行うことを求める。

2023(令和5)年9月22日 金沢弁護十会 会長 織田 明彦

https://kanazawa-bengo.com/info/2023/09/post-298.html

- 「袴田事件」の速やかな再審公判開始及び袴田巌氏の雪冤を求める会長談話
 - ・ 「袴田事件」の速やかな再審公判開始及び袴田巌氏の雪冤を求める会長談話 (PDF 書類).pdf

「袴田事件」の速やかな再審公判開始及び袴田巌氏の雪冤を求める会長談話

東京高等裁判所第2刑事部は、2023年3月13日、いわゆる「袴田事件」の第2次再審請求の差戻後の即時抗告審について、原決定(静岡地裁2014年3月27日決定)に対する検察官の即時抗告を棄却し、再審開始を認める決定をした(以下「本決定」という)。

「袴田事件」の概要及び審理経過は、当会の2023年3月17日付「「袴田事件」第2次再審請求の差戻後の即時抗告審決定に対する会長声明」で述べたとおりであり、原決定における再審開始決定に対して検察官が即時抗告したことによって、これが確定するまでに実に9年もの歳月を要する結果となった。再審開始決定が確定したことにより、裁判のやり直しを行う再審公判が開始されることになるが、報道によれば、検察官は、同年4月10日に開かれた三者

協議の場において、再審公判における立証方針を決定するために3か月を要するとして、明確な方針を表明していないとのことであり、再審公判の手続の長期化が懸念される。袴田巌氏が87歳と高齢であることや、拘禁反応の影響と思われる心身の状況をも鑑みれば、同氏の救済に一刻の猶予も許されないというべきである。

再審開始決定に至る長期の審理において、本件の争点についての審理は、既に 十分尽くされており、検察官が新たな有罪立証を行うことは許されないという べきである。

当会は、速やかに再審公判が開始され、袴田巌氏に対する無罪判決が出されることを強く求める。また、えん罪被害者を速やかに救済していくために、当会は、政府及び国会に対し、再審における証拠開示の法制化、再審開始決定に対する検察官の不服申立ての禁止、再審公判の手続規定を含む刑事訴訟法の改正を行うことを求める。

以上 2023年(令和5年)5月16日 金沢弁護士会 会長 織 田 明 彦

https://kanazawa-bengo.com/info/2023/05/post-282.html

令和5年5月5日の地震に当たっての会長談話

令和5年5月5日の地震に当たっての会長談話

令和5年5月5日午後2時42分ごろ,石川県能登地方を震源とする地震があり,珠洲市では震度6強を観測しました。能登町で震度5強,輪島市で震度5弱,穴水町から小松市までの広い地域で震度4を観測しました。この地震で亡くなられた方に謹んで哀悼の意を表するとともに,被災された皆様に,お見舞を申し上げます。

珠洲市内では家屋の倒壊のほか、土砂崩れや道路の破損などが多数確認され、6日から7日にかけて雨が降り続き、市は約740世帯1630人への避難指示を行っています。また、余震も多数発生しています。

当会は、速やかに災害対策本部を立ち上げ、被災者の方々の支援のために、 法律専門家として、情報の発信や、無料法律相談等を実施していく予定です。 また、今後、県内の地方自治体をはじめ様々な支援団体と連携するほか、中部 弁護士会連合会、日本弁護士連合会、日本司法支援センターなどの協力を得 て、被災者の皆様の法的支援に全力を尽くす決意です。

> 2023(令和5)年5月8日 金沢弁護士会 会長 織 田 明 彦

https://kanazawa-bengo.com/info/2023/05/post-280.html

««« Macbook-Air Word 2024/02/15 13:40:26 «««

(4). 令和6年3月14日を期限とする金沢弁護士会会長声明の掲載

>>> Macbook-Air Word 2024/02/15 13:47:17 >>>>

本日、朝一番に伝えたのは金沢弁護士会のホームページにおける会長声明の表明で、本件の刑事告発・再審請求事件に関する今後の対応と意見になります。掲載の有無にかかわらず対応の内容を精査し、会長副会長の刑事告発を判断します。被告発人としての追加になりますが、これは昨年の10月辺りから対応次第で手続に踏み切ることを金沢弁護士会の事務局長にはお話ししてあり、金沢地方検察庁の担当者にもその旨、繰り返して話してきました。

««« Macbook-Air Word 2024/02/15 13:56:23 «««

(5). 2023年(令和5年)10月27日付「求意見書に対するご回答」とい

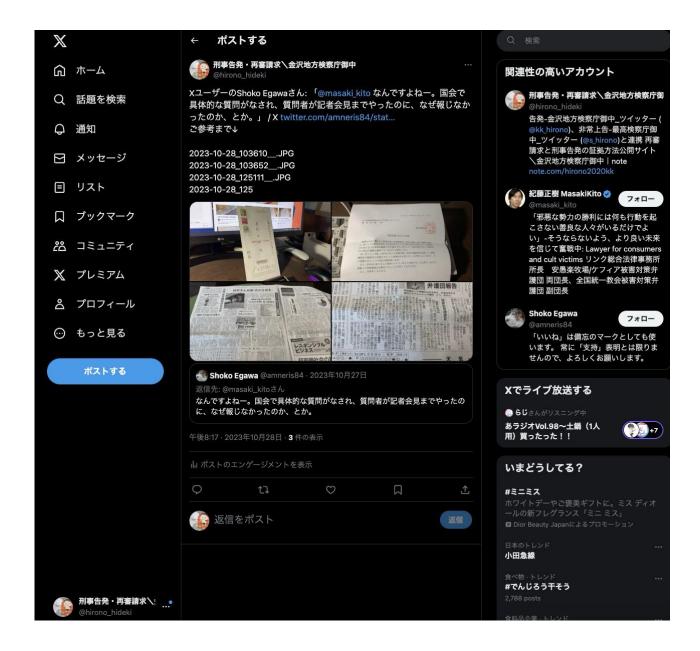
う書面

- 刑事告発・再審請求\金沢地方検察庁御中(@hirono_hideki)/「2023-10-28_103610 __.JPG」の検索結果 - Twilog https://twilog.togetter.com/hirono_hideki/search?word=2023-10-28_103610%EF%BC%BF.JPG&ao=a

上記の Twilog の検索で写真がぞろぞろと出てきて、日付と表題部の確認ができましたが、「求意見書に対するご回答」というのは、ずいぶん意外に感じました。



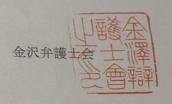
今年度の日本弁護士連合会副会長である中村元弥弁護士の X(旧 Twitter)アカウントへのメンションを含むポストですが、表示件数が 5 件と確認しました。



ジャーナリストの江川紹子氏の X(旧 Twitter)ポストの場合は表示件数が 3 件となっていました。

2023 (令和5) 年10月27日

石川県鳳珠郡能登町字宇出津山分10-3 廣 野 秀 樹 様



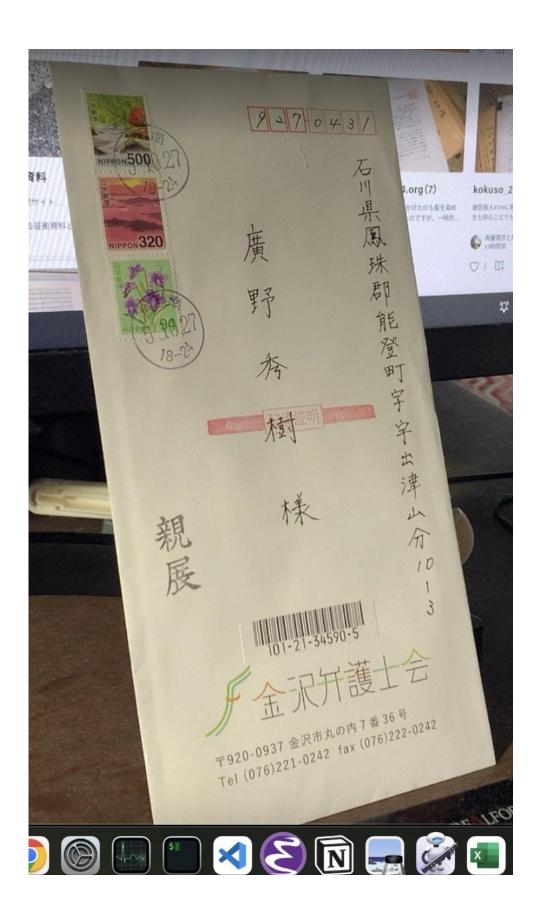
求意見書に対するご回答

貴殿は当会に対して、申出のあった刑事告発・告訴の経緯、理由の概要を踏まえ、会としての意見を求めておられますところ、仮に当会の会員において刑事処分を受けるべき事実が確認できた場合には、会として、当該会員に対して指導並びに相応の措置を検討するべきものと思料します。

従いまして、今後、お申出のあった刑事告発・告訴の被疑事実に関して、捜査 機関及び検察庁の手続きをもって刑事処分を受けることが明らかとなれば、そ の段階で会としての対応を検討致します。

また、お申出のありました案件について、会より告発することは考えておらず、 貴殿より直接事情をお聞きすることも予定しておりません。

以上、回答申し上げます。



- 刑事告発・再審請求\金沢地方検察庁御中(@hirono_hideki)/「求意見書に対するご回答」の検索結果 - Twilog https://twilog.togetter.com/hi-
rono_hideki/search?word=%E6%B1%82%E6%84%8F%E8%A6%8B%E6%9B%B8%E3%81%AB%E5%AF%

rono_hideki/search?word=%E6%B1%82%E6%84%8F%E8%A6%8B%E6%9B%B8%E3%81%AB%E5%AF%BE%E3%81%99%E3%82%8B%E3%81%94%E5%9B%9E%E7%AD%94&ao=a

- 刑事告発・非常上告__金沢地方検察庁御中(@kk_hirono)/「求意見書に対するご回答」 の検索結果 - Twilog <u>https://twilog.togetter.com/kk_hi-</u>

rono/search?word=%E6%B1%82%E6%84%8F%E8%A6%8B%E6%9B%B8%E3%81%AB%E5%AF%BE%E3%81%99%E3%82%8B%E3%81%94%E5%9B%9E%E7%AD%94&ao=a

見慣れないとは思っていたのですが、どちらも該当がありませんでした。

- 求意見書に対するご回答 - Google 検索

bkaU6LFw%3A1707975093233&source=hp&ei=taHNZYCADLLV1e8P24W5-

A0&iflsig=ANes7DEAAAAAZc2vxajkx-1-n8BOvUEq1tGiI15cxRio&ved=0ahUKEwjArt-yFz6yEAxWyavUHHdtCDt8Q4dUD-

CBE&uact=5&oq=%E6%B1%82%E6%84%8F%E8%A6%8B%E6%9B%B8%E3%81%AB%E5%AF%BE%E3%8
1%99%E3%82%8B%E3%81%94%E5%9B%9E%E7%AD%94&gs_lp=Egdnd3Mtd2l6IiHmsYLmhI_opovmm7
jjgavlr77jgZnjgovjgZTlm57nrZQyCBAAGIAEGKIEMggQABiABBiiBDIIEAAYgAQYogQyCBAAGIAEGKIESPRAUMIJWJg3cAF4AJABAJgBwwGgAYYTqgEEMTUuObgBA8gBAPgBAagCCsIC
BxAjGOoCGCfCAgcQABiABBgEwgINEAAYgAQYBBixAxiDAcICBhAAGAMYBMICChAAGIAEGAQYsQPCAgoQABiABBiKBRhDwgIIEAAYgAQYsQPCAgUQABiABMICBBAAGB7
CAgcQABiABBgXwgIGEAAYHhgX&sclient=gws-wiz#ip=1

Google の検索も無関係ものばかりとなっています。

** Macbook-Air Word 2024/02/15 14:40:45 \ll \ll

(6). なぜに金沢地方検察庁の刑事告発の受理にこだわるのかという金沢 弁護士会に対する疑問と不信感

>>> Macbook-Air Word 2024/02/15 14:42:29 >>>>

昨日 2 月 14 日の電話で思いがけず、前の回答の通り受理がされない限り、何も調べていないと金沢弁護士会の事務局長にいわれ、驚愕の思いとともに長い時間を無駄にされられたという怒りがこみ上げました。しかし、すぐに、この機会に明快な回答を得たことは大きな収穫にも思われ、次に有効な対策を講じることができる好機とも思えてきました。

≪≪≪ Macbook-Air Word 2024/02/15 14:48:49 ≪≪≪

- (7). 金沢弁護士会の現在の事務局長に電話連絡するようになった時期と 再審法改正の会長声明
- >>> Macbook-Air Word 2024/02/15 14:50:24 >>>>
- 告発事件:関係機関との通話記録 https://tungsten-time-e1b.no-
 tion.site/dda2e739e09f47eab84cb0dbf4a3f767?v=035652d307c5494388aefb565dee78cf

しばらく更新をさぼっているのですが、ネットで通話記録を公開しています。

→ 受発信	Σ ファイル名 ファイル名
発信	金沢地方法務局輪島支部:発信:2023年9月21日 13:00(通話時間:3時間48分)
発信	金沢地方法務局輪島支部:発信:2023年9月22日 13:04 (通話時間:3時間27分)
発信	金沢弁護士会:発信:2023年10月23日 11:38(通話時間:2分)
発信	金沢地方検察庁:発信:2023年10月23日 13:47(通話時間:4分)
発信	金沢弁護士会:発信:2023年10月23日 14:03(通話時間:1分)
着信	金沢地方検察庁:着信:2023年10月23日 14:44(通話時間:1分)
着信	金沢地方検察庁:着信:2023年10月23日 14:52(通話時間:1分)
発信	金沢弁護士会:発信:2023年10月23日 14:55(通話時間:1分)
発信	金沢地方裁判所刑事部:発信:2023年10月23日 15:10(通話時間:15分)
発信	金沢弁護士会:発信:2023年10月23日 15:26(通話時間:44分)
発信	金沢弁護士会:発信:2023年10月23日 16:20(通話時間:24分)
発信	金沢地方検察庁:発信:2023年10月23日 16:52(通話時間:2分)
発信	金沢弁護士会:発信:2023年10月25日 9:14(通話時間:36秒)

これは記録のもれがありそうです。思い出したのですが、最初の頃のスマホのスクリーンショットは、数日後に作成することがあり、日付が判らず使い物にならないという問題がありました。

- 刑事告発・再審請求\金沢地方検察庁御中(@hirono_hideki)/2023 年 09 月 21 日 - Twilog https://twilog.togetter.com/hirono_hideki/date-230921/asc

午後に金沢弁護士会に電話をした内容のツイートがありますが、過去のツイートの本文転載になりそうです。一連のツイートに大家警部補のことも出てきました。この2023年9月21日は午後1時から3時間46分、16時46分頃まで金沢地方法務局輪島支部に電話をしていたので、午後に金沢弁護士会に電話をすることはありえないことです。

9月21日に最初に金沢地方法務局輪島支部に電話を掛けたというのは新たな確認事項ですが、金沢弁護士会に最初に電話を掛けたのは、その2,3日後になるかと思いま

す。ただ、スクリーンショットなどが見つかりませんでした。記録していなかったというのは考えにくいのですが、見つからないのが不思議です。

第3. 金沢弁護士会がとるべき対応と今後の予定

>>>> 2024/02/16 05:18:51 >>>>>

被害者安藤文さん及びその家族の法益侵害、市場急配センターにおける殺人未遂事件の事実については、金沢弁護士会の役員及び会員らの資料として頂くため、次のX(旧 Twitter) アカウントで逐次情報公開をしていきます。

刑事告発告訴・再審請求/金沢弁護士会御中(@s_hirono) さん/X https://twitter.com/s_hirono

以上